

別紙 7 かんたんホンサービスにおいて定める事項

1. 最低利用期間

- (1) かんたんホンサービスの最低利用期間は、課金開始日から課金開始日の属する月の翌月末日までの1年とします。
- (2) 本サービスは適用開始日を1ヶ月目として、請求つき単位で12ヶ月目の末日に契約期間が満了となります。
この場合、お客様から解除の申し出がない限り、本サービスは契約期間の満了日の翌請求月（以下、「更新月」と記載します。）から1ヶ月毎の自動更新となります。（以降も同様に続きます）なお、請求締日の変更等により、契約期間が12ヶ月に満たない場合があります。
- (3) 更新月以外の請求日に、他の弊社モバイルサービスへ変更された場合、またはかんたんホンサービスを解約された場合、第8項に定める解除料が発生いたします。（翌請求月に加算）ただし、契約13ヶ月以降はかかりません。

2. 契約者の義務又はサービス利用の要件（第11条第2項関係）

- (1) 契約者がかんたんホンサービスにおいて使用するIPアドレスは、当社が指定します。契約者は、当該IPアドレス以外のIPアドレスを使用してかんたんホンサービスを利用することはできません。
- (2) 契約者は、音声通話機能付きSIMカードを利用するにあたり、当社の定める条件のもとに、携帯電話番号のポータビリティ制度（電話番号を変更することなく、音声通話機能の提供を受ける事業者を変更することをいい、以下「MNP」とします。）による転入又は転出を行うことができます。
- (3) MNP転入には、以下の条件が適用されます。
 - (i) 転入元事業者の契約者と、かんたんホンサービスに係る通信サービス契約の契約者が同一である必要があります。
 - (ii) 転入元事業者から取得したMNP予約番号の有効期限について、当社が別途指定する日数以上の残日数がある必要があります。
 - (iii) 電話番号を利用することができない期間（MNP転入手続き完了後から、当該手続きに係る音声通話機能付SIMカードが契約者の指定した送付先に到着するまでの期間）があります。
 - (iv) かんたんホンサービスに係る通信サービス利用の申込と同時にMNP手続きを行う必要があります。
- (5) 契約者は、当社が貸与する貸与機器（SIMカード、その他当社が貸与機器として指定する物品をいいます。以下本別紙において同じとします。）につき、次の事項を遵守するものとします。
 - (i) 当社の承諾がある場合を除き、貸与機器の分解、損壊、ソフトウェアのリバースエンジニアリングその他貸与機器としての通常の用途以外の使用をしないこと
 - (ii) 当社の承諾がある場合を除き、貸与機器について、貸与、譲渡その他の処分をしないこと
 - (iii) 日本国外で貸与機器を使用しないこと
 - (iv) 貸与機器を善良な管理者の注意をもって管理すること
- (6) 契約者は、次に掲げる事由に該当するときは、遅滞なく貸与機器を当社に返還するものとします。
 - (i) かんたんホンサービスに係る通信サービス契約が事由の如何を問わず終了した場合
 - (ii) 異なる形状区分のSIMカードへ変更した場合
 - (iii) 異なる機能区分のSIMカードへ変更した場合
 - (iv) 前記に掲げる他、貸与機器を利用しなくなった場合
- (7) 契約者は、貸与機器に故障が生じたときは、可及的速やかに当社が定める方法によりその旨を当社に通知すると共に当該貸与機器を当社に返還するものとします。
- (8) 貸与機器の故障が契約者の責によるものである場合には、契約者は、当社に対し、当該貸与機器の回復に要する

費用として当社が定める金額を支払うものとします。

- (9) 契約者は、貸与機器を亡失した場合は可及的速やかに当社が定める方法により当社に通知するものとします。
- (10) 契約者は、当社に対し、亡失品(第6号及び第7号に定める返還がなかった場合の当該移動無線機器を含みます。)の回復に要する費用について、亡失負担金として当社が定める金額を支払うものとします。
- (11) 亡失品は、契約者の責任において、法律に従って処分するものとし、亡失品が発見される等の事情により当社に対して返還又は送付された場合であっても当社に支払われた亡失負担金は返金しないものとします。
- (12) 契約者は、かんたんホンサービスに係る通信サービス契約において当社から提供を受けた役務、貸与機器、その他一切について第三者に販売(有償、無償を問わず、また単に第三者に提供する場合も含みます。以下同じとします。)してはならないものとします。
- (13) 契約者は、音声通話機能付き SIM カードによって利用可能な音声通話機能が、必ずしもドコモが提供する類似サービスと同一の仕様ではないことについて、あらかじめ同意するものとします。当社から提供される音声通話機能の仕様は、当社が別途開示するものとします。
- (14) かんたんホンサービスにおいては、第16条(利用の制限)及び第18条(利用の停止等)に定めるほか、かんたんホンサービスの品質及び利用の公平性の確保を目的として、契約者の一定期間内の通信量が当社の別途定める基準(料金プランごとに異なる場合があります。)を超過した場合において、契約者に事前に通知することなく通信の利用を制限する場合があります、契約者はあらかじめこれに同意するものとします。
- (15) かんたんホンサービスの移動無線通信網に接続する端末設備は、当社が指定する端末設備又は法律により定められた技術基準への適合性を有する端末設備である必要があります。契約者は、当社が端末設備に関する接続試験その他端末設備に関する確認を求めた場合は、その求めに応じるものとします。
- (16) 未成年者は音声通話機能付き SIM カードを契約することはできません。ただし、親権同意書の提出をもって可能とします。

3. 契約の内容を変更することができる事項(第12条関係)

かんたんホンサービスにおいて、契約内容の変更を請求することができる事項は、次のとおりです。

- (1) 異なる形状区分の SIM カードへの変更
- (2) 異なる機能区分の SIM カードへの変更
- (3) 異なる料金プランへの変更(暦月単位でのみ変更を行うことができます。)

4 契約者からの解除が効力を有する日(第21条第1項関係)

- (1) かんたんホンサービスにおいて、契約者の通知による解除の効力は、当該通知があった日の属する月の末日に生じるものとします。
- (2) 料金プランをかんたんホン S プラン又はかんたんホン M プラン又はかんたんホン L 又はかんたんホン 2L 又はかんたんホン 3L とするかんたんホンサービスにおいて、当該サービスの契約者が、当社に対し MNP による転出を通知した場合は、当該サービスの解除を通知したものとみなされます。

5 通信サービスの種類毎に定める料金(第22条第1項関係)

かんたんホンサービスにおいては、初期費用、月額料金のほか、契約者が支払いを要する費用として次に定める料金があります。

- (1) 貸与機器の回復に要する費用(別紙7第2項第9号関係)

SIM カードの故障の場合(自然故障であるか否かを問わないものとする)にあつては、一 SIM カードにつき SIM カード再発行手数料として 2,700 円(本体価格 2,500 円)

(2) 亡失負担金 (別紙 7 第 2 項第 11 号関係)

かんたんホンサービスにおいては、亡失負担金は、SIM カード再発行手数料として請求するものとします。

(3) 異なる形状区分の SIM カードへの変更に要する費用 (別紙 7 第 3 項第 2 号関係)

一 SIM カードにつき SIM カード変更手数料として 2,700 円(本体価格 2,500 円)

(4) 異なる機能区分の SIM カードへの変更に要する費用 (別紙 7 第 3 項第 2 号関係)

一 SIM カードにつき SIM カード交換手数料として 2,700 円(本体価格 2,500 円)異なる形状区分の SIM カードへの変更と同時に変更する場合にあつては 0 円

(5) 異なる料金プランへの変更に要する費用 (別紙 7 第 3 項第 3 号関係)

SIM カードを追加する場合にあつては、追加する SIM カードの数にかかわらず、一変更につき SIM カード追加手数料として 2,700 円(本体価格 2,500 円)SIM カードを追加しない場合には 0 円

(6) 携帯電話番号のポータビリティ制度による転出に要する費用 (別紙 7 第 3 項第 4 号及び前項第 2 号関係)

一転出につき MNP 転出手数料として 3,240 円(本体価格 3,000 円)

6 初期費用の額 (第 23 条関係)

かんたんホンサービスの初期費用の額は、次に定めるとおりとします。

料金プラン	初期費用の額
かんたんホン S プラン	3,240 円(本体価格 3,000 円)
かんたんホン M プラン	3,240 円(本体価格 3,000 円)
かんたんホン L プラン	3,240 円(本体価格 3,000 円)
かんたんホン 2L プラン	3,240 円(本体価格 3,000 円)
かんたんホン 3L プラン	3,240 円(本体価格 3,000 円)
モバイルデータ S プラン	3,240 円(本体価格 3,000 円)
モバイルデータ M プラン	3,240 円(本体価格 3,000 円)
モバイルデータ L プラン	3,240 円(本体価格 3,000 円)

7 月額料金の額 (第 24 条関係)

かんたんホンサービスの月額料金の額は、次に定めるとおりとします。

(1) 基本料金

料金プラン	月額料金の額
かんたんホン S プラン	1,782 円(本体価格 1,650 円)
かんたんホン M プラン	2,030 円(本体価格 1,880 円)
かんたんホン L プラン	2,538 円(本体価格 2,350 円)
かんたんホン 2L プラン	3,207 円(本体価格 2,970 円)
かんたんホン 3L プラン	3,834 円(本体価格 3,550 円)

モバイルデータ S プラン	1,296 円(本体価格 1,200 円)
モバイルデータ M プラン	2,268 円(本体価格 2,100 円)
モバイルデータ L プラン	3,024 円(本体価格 2,800 円)

備考

- (i) すべての料金プランにおいて、バンドルクーポンを利用することができません。
- (ii) すべての料金プランにおいて利用することができる SIM カード数の上限は 1 とします。
- (iii) かんたんホンサービスに係る通信サービス契約の解除の日が暦月の初日以外の日であった場合における当該日の属する月の月額料金の額は、上記基本料金の表中において月額料金の額として定める金額とします。

(2) 音声通話機能付き SIM カード利用料

細目	料金
基本料金 (月額)	1SIM カードにつき基本料金に含まれます。
SMS 料金	ドコモが定める FOMA サービス契約約款及び Xi サービス契約約款においてショートメッセージ通信モードに係る料金として定められた額と同額 (国外への送信においては、消費税は課税されません)
通話料金 (国内)	ドコモが定める FOMA サービス契約約款及び Xi サービス契約約款において通話モードに係る料金及び 64kb/s デジタル通信モードに係る料金として定められた額と同額
通話料金 (国際)	ドコモが定める国際電話サービス契約約款において国際通話料として定められた額と同額 (消費税は課税されません)
国際ローミング料金	ドコモが定める FOMA サービス契約約款及び Xi サービス契約約款において国際アウトローミング利用料として定められた額と同額(消費税は課税されません)

備考

- (i) SMS 料金とは、SMS の利用に応じて、基本料金 (月額) とは別に支払を要する料金として定めるものです。
- (ii) 音声通話機能付き SIM カードの利用の終了にかかわらず、SMS 機能の利用が可能な場合があります。当該機能の利用が確認された場合にあっては、当該削除日又は当該解除日がいづであるかにかかわらず、当該利用に係る料金を請求するものとします。
- (iii) SMS 料金、通話料金 (国内)、通話料金 (国際) 及び国際ローミング料金とは、SMS、音声通話及び国際ローミングの利用に応じて、基本料金 (月額) とは別に支払を要する料金として定めるものです。
- (iv) 契約者の通話料金が、平均的な契約者の利用実績又は契約者の利用実績と比較して著しく高額となっていることが確認された場合、当社は契約者に対して利用状況の確認を行うことがあります。連絡不能等によりその確認ができない場合、当社はかんたんホンサービスの利用を停止することがあります。
- (v) 通話料金 (国内) 及び通話料金 (国際) は、基本料金 (月額) より 2 ヶ月遅れて請求が行われるものとします。また、国際ローミング料金については、個々のローミング事業者の状況により、2 ヶ月以上遅れて請求が行われる場合があります。
- (vi) 電報サービスその他音声通話機能に付帯してドコモが利用可能としているサービスを利用した場合、ドコモが定める FOMA サービス契約約款及び Xi サービス契約約款において定められた額と同額を請求するものとします。
- (vii) ユニバーサルサービス料 2.16 円(本体価格 2 円)/1 電話番号
ユニバーサルサービス料とは、電気通信事業法第 7 条の規定により、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国おける提供が確保されるべきものとして定められたユニバーサルサービス (加入電話、公衆電話、

110 番・119 番等の緊急通報をいいます。) の提供を確保するために必要な負担金をいい、当社は、契約者が使用している契約者識別番号(当社が定めるものであって当社が貸与する SIM カード毎に設定する一意の番号をいいます。) の数に比例した額について当該契約者から当該額を徴収させていただくものとし、ます。なお、当該額は変更される場合があります、変更後の額は、基礎的電気通信役務支援機関が発表する単価に基づきドコモが当社に請求するユニバーサルサービス料の単価に従うものとし、ます。この場合においては、当社は、変更の日の前日までに web サイト上で通知を行うものとし、ます。

8 料金の調定 (第 25 条関係)

かんたんホンサービスにおける解除料の額は、次のとおりとし、ます。

料金プラン	最低利用期間内解除調定金の額
かんたんホン S プラン	10,260 円(本体価格 9,500 円)
かんたんホン M プラン	10,260 円(本体価格 9,500 円)
かんたんホン L プラン	10,260 円(本体価格 9,500 円)
かんたんホン 2L プラン	10,260 円(本体価格 9,500 円)
かんたんホン 3L プラン	10,260 円(本体価格 9,500 円)
モバイルデータ S プラン	10,260 円(本体価格 9,500 円)
モバイルデータ M プラン	10,260 円(本体価格 9,500 円)
モバイルデータ L プラン	10,260 円(本体価格 9,500 円)

9 利用不能の場合における料金の調定

かんたんホンサービスにおいては、かんたんホンサービスが全く利用できない状態が当社の責めに帰すべき事由により生じたものであるか否かにかかわらず減額規定は適用されず、料金の減額等返金は行われません。

10 保証の限定 (第 38 条関係)

かんたんホンサービスは、ドコモが提供するドコモの移動無線通信に係る通信網において通信が著しく輻輳したとき、電波状況が著しく悪化した場合又はその他ドコモの定めに基づき、通信の全部又は一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があります、当社は、当該場合において契約者又は第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではありません。その他、かんたんホンサービスは、その通信の可用性、遅延時間その他通信の品質について保証するものではありません。